

改正案	現行
<p style="text-align: center;">奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱</p> <p>第1条 省略</p> <p><u>(定義)</u></p> <p>第2条 この要綱において「フードバンク活動」とは、食品関連事業者その他の者から未利用食品の寄附を受けて、県内のこども食堂、生活困窮者及び福祉施設等（以下「こども食堂等」という。）にこれを無償で提供するための活動をいう。</p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) 県内でフードバンク活動を行っている者であること。</p> <p>(2) <u>主たる事務所を県内に有していること。</u></p> <p>(3) <u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、消費生活協同組合、農業協同組合、社会福祉法人又はフードバンク活動を主たる活動とする任意団体のいずれかであること。</u></p> <p>2 <u>前項第3号のフードバンク活動を主たる活動とする任意団体とは、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。</u></p> <p>(1) <u>下記の要件をすべて満たす団体であること。</u></p> <p>ア <u>主たる事務所の定めがあること。</u></p> <p>イ <u>代表者の定めがあること。</u></p> <p>ウ <u>団体の活動がフードバンク活動を主とすることが分かる組織規約等があること。</u></p> <p>エ <u>年度ごとに事業計画書及び収支報告書を作成していること。</u></p> <p>(2) <u>特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号に掲げる事業とする。</p> <p>(1) <u>フードバンク活動の体制づくり</u></p> <p><u>農林水産省が定めた「フードバンク活動における食品の取扱い等に関する手引き」（以下「手引き」という。）に則った活動体制に必要な物品の購入やボランティアの募集を行う。</u></p> <p>(2) <u>食品の受入及び譲渡体制の強化</u></p> <p><u>フードバンク活動における食品の受入及び譲渡を拡充する。</u></p> <p>2 <u>交付対象事業の区分は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>3 <u>交付対象事業の実施要件は、別表に定めるところによる。</u></p> <p>4 <u>以下に該当する者に対する食品の受入及び譲渡は行わないこととする。</u></p>	<p style="text-align: center;">奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱</p> <p>第1条 省略</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(補助対象事業者)</p> <p>第2条 補助金の交付の対象となる者は、次に掲げる 要件を全て満たすものとする。</p> <p>(1) <u>県内に事業所を有していること。</u></p> <p>(2) <u>公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、 特定非営利活動法人、 消費生活協同組合 、 農業協同組合 又は 社会福祉法人のいずれかであること。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(補助対象事業)</p> <p>第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げるとおりとする。</p> <p><u>フードバンク活動にかかる未利用食品等の集配送等</u></p> <p><u>食品関連事業者その他の者から無償で未利用食品等まだ食べることができる食品の提供を受け、こども食堂、地域サロン等の地域コミュニティ、児童養護施設、母子生活支援施設、高齢者支援施設、障害者福祉サービス事業所等に無償でこれを提供する活動。</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- (2) 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象経費等)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）、補助率、補助金の額及び補助額の算定方法は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助対象事業に要する経費であつて、別表に掲げるもの
補助率	別表に掲げるもの
補助金の額	事業区分あたりの補助上限額：別表に掲げるもの 1 団体あたりの補助上限額：別途知事が定めるもの
補助額の算定方法	事業区分あたりの補助額：別表に掲げる補助額の算定方法で算定する。 1 団体あたりの補助額：事業区分あたりの補助額の合計（ただし1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てた額）と1団体あたりの補助上限額を比較して低い方の額とする。

(補助金の交付の申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

2 補助金の交付を受けようとする者が、フードバンク活動を主たる活動とする任意団体である場合にあっては、前項各号の書類とあわせて誓約書（第4号様式）を提出しなければならない。

(補助金の交付の決定)

第7条 省略

(申請の取下げ)

第8条 省略

(変更等の承認の申請)

第9条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県未利用食品活用促進事業補助金変更承認申請書（第5号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、

(新設)

なお、以下に該当する者に対する食料の提供は行わないこととする。

- ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イにおいて「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）
- イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）
- ウ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

(補助対象経費及び補助金の額)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助金の額は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助対象事業に要する経費であつて、別表に掲げるもの
--------	---------------------------

(新設)

補助金の額	知事の定める額
-------	---------

(新設)

(補助金の交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

(新設)

(補助金の交付の決定)

第6条 省略

(申請の取り下げ)

第7条 省略

(変更等の承認の申請)

第8条 補助事業者は、規則第5条第1項第1号の承認を受けようとするときは、奈良県未利用食品活用促

知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）における事業の目的及び事業の内容以外の変更
- (2) 収支予算書（第3号様式）の事業区分における補助対象経費の合計の30%未満の減少
- (3) その他知事が必要と認める変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県未利用食品活用促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第10条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金概算払請求書（第7号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第11条 省略

（状況報告）

第12条 省略

（実績報告）

第13条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、奈良県未利用食品活用促進事業補助金実績報告書（第8号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に報告しなければならない。

- (1) 事業活動報告書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第14条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県未利用食品活用促進事業補助金請求書（第11号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第10条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を

進事業補助金変更承認申請書（第4号様式）に積算根拠となる書類その他知事が必要と認める資料を添えて、知事に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号に掲げる軽微な変更については、この限りではない。

- (1) 補助対象経費の30%以内の増減
- (2) その他知事が必要と認める変更

2 補助事業者は、事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、奈良県未利用食品活用促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書（第5号様式）を知事に提出しなければならない。

（補助金の概算払）

第9条 知事は、補助金の交付を決定した場合において、必要があると認めるときは、予算の範囲内で補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとする者は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金概算払請求書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。

（指示及び検査）

第10条 省略

（状況報告）

第11条 省略

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該補助事業の完了の日から起算して15日を経過した日又は交付決定を受けた日の属する会計年度の末日のいずれか早い日までに、奈良県未利用食品活用促進事業補助金実績報告書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 収支精算書（第8号様式）
- (2) 事業活動報告書（第9号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

（補助金の確定及び交付）

第13条 知事は、前条の規定による報告を受けた場合において、適当と認めるときは、補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、奈良県未利用食品活用促進事業補助金請求書（第10号様式）を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定に基づく請求を受けたときは、第9条第1項の規定により概算払をした金額がある場合にはこれを精算し、補助金を交付するものとする。

4 知事は、前項の規定による精算により返還が適当と認める額が生じたときは、当該金額の補助金の返還を

当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第7条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第9条の規定に違反したとき。
- (3) 第11条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第16条 省略

(補助金の経理等)

第17条 省略

(その他)

第18条 省略

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

を当該補助事業者に対し請求するものとする。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事は、補助金の交付を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 第6条第2項の規定により知事が付けた条件に違反したとき。
- (2) 第8条の規定に違反したとき。
- (3) 第10条の規定による知事の指示に従わなかったとき又は検査を拒み、忌避し、若しくは妨げたとき。
- (4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

2 前項の規定により、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合にあっては、知事は、当該取消しに係る部分に関し既に交付した補助金の返還を命ずるものとする。

(財産の処分の制限)

第15条 省略

(補助金の経理等)

第16条 省略

(その他)

第17条 省略

附 則

この要綱は、令和2年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

改正案

現行

別表

補助対象事業					
事業区分	補助対象経費	補助率	補助上限額	補助額の算定方法	実施要件
1. フードバンク活動の体制づくり					
(1) 手引きに基づく備品整備	①食品の保管・荷さばきに必要な備品購入費、備品の設置に必要な経費（配送にかかる経費を含む）	1/2 以内	200 千円	補助対象経費に補助率を乗じて得た額と補助上限額を比較して低い方の額	・募集年度の4月1日時点において活動開始3年以内の団体又は募集年度の4月1日時点において活動開始4年以降の団体のうち、新規活動拠点を設ける団体であること。 ・(1)手引きに基づく備品整備のみの実施は不可とする。 ・事業実施期間中に食品を受け入れ、かつ、子ども食堂等へ食品を譲渡することを必須とする。
(2) 手引きに基づく衛生管理	①食品の衛生管理に必要な消耗品費	10/10 以内	なし	補助対象経費に補助率を乗じて得た額	
(3) ボランティア募集	①ボランティア募集チラシの制作・配布にかかる経費（旅費、印刷製本費、通信運搬費） ②ボランティア説明会の実施にかかる経費（旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料）				
2. 食品の受入及び譲渡体制の強化					
(1) 食品提供団体及び食品譲渡先の拡大	①食品提供団体（企業、自治体等をいう。以下同じ。）への協力依頼にかかる経費（旅費、印刷製本費） ②食品提供団体や食品譲渡先との打合せの実施にかかる経費（旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料）	10/10 以内	なし	補助対象経費に補助率を乗じて得た額	・事業実施期間中に食品を受け入れ、かつ、子ども食堂等へ食品を譲渡することを必須とする。

別表

経費の種類別	対象とする経費の例
報償費	・有償ボランティア等への謝金
旅費	・事業実施の打ち合わせ、情報収集等に必要の旅費
需用費	燃料費、消耗品費等
役務費	通信運搬費、手数料等
委託料	食品の集配送、集配送ルート構築のための情報収集等の委託費
使用料及び賃借料	会議室、備品、車等の賃借料
備品購入費	・食品の運搬に必要な備品購入費
その他	知事が特に必要と認めるもの

<p>(2) 食品仕分け体制の確保</p>	<p>①食品の仕分けにかかる 人件費（ボランティア謝金） ②食品の品質管理に必要な消耗品費 ③食品の保管・荷さばき に必要な備品の賃借料</p>					
<p>(3) 食品の受入及び譲渡の 拡大</p>	<p>①フードドライブ等、食品の受入にかかる経費 （ボランティア謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場・設備使用料、食品運搬車両の賃借料及びその燃料費） ②フードパントリー等、食品の譲渡にかかる経費 （ボランティア謝金、旅費、印刷製本費、消耗品費、通信運搬費、会場使用料、食品運搬車両の賃借料及びその燃料費） ③食品の受入及び譲渡にかかる配送委託料</p>					

改正案

第1号様式（第6条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書

年度において、未利用食品活用促進事業を下記により実施したいので、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的、内容等

事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）に記載のとおり

2 交付申請額

_____円

3 添付資料

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

現行

第1号様式（第5条関係）

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付申請書

年度において、未利用食品活用促進事業を下記により実施したいので、奈良県未利用食品用促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的、内容等

事業計画書（第2号様式）及び収支予算書（第3号様式）に記載のとおり

2 交付申請額

_____円

3 添付資料

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

改正案

現行

第2号様式（第6条関係）

第2号様式（第5条関係）

事業計画書

事業計画書

1. 事業実施主体

事業者名	
代表者氏名	
所在地	
フードバンク活動の開始年月	年 月
ホームページ（任意）	
これまでの活動実績（別紙可）	
前年度の食品受入量	
前年度の食品譲渡量	

(注) ・組織運営に関する規則等（定款、組織規約又はそれに準ずるもの）を添付すること。
 ・補助金の交付を受けようとする者が任意団体の場合は、要綱第3条第2項第1号に掲げる要件を満たすことを示す資料を添付すること。

2. 補助金担当者

氏名	
役職名	
電話番号	
メールアドレス	

3. 事業計画

(1) 事業の目的

--

(2) 実施体制

氏名	役職	担当業務

(1) 申請者概要

名称：
代表者名：
住所：
電話番号：
FAX番号：
メールアドレス：
連絡者名及び役職名：

(2) 事業内容

1 現状の課題	
2 事業実施概要	
3 これまでの取組内容	
4 事業計画 (1) 今年度事業の目標 (2) 今年度事業の内容	
5 事業の実施期間	(開始予定) 年 月 日 (完了予定) 年 月 日
6 事業の実施場所	(実施場所名・住所)
7 委託予定先	(委託先/名称、代表者、住所及び電話番号) (委託先業務概要) (委託内容)

(3) 事業実施期間

(開始予定) 年 月 日

(完了予定) 年 月 日

(4) 食品の仕分け拠点

(実施場所名) _____

(所在地) _____

(5) 事業の内容 ※実施事業ごとに具体的に記載

① フードバンク活動の体制づくり

ア) 目標

イ) 実施内容

② 食品の受入及び譲渡体制の強化

ア) 目標

イ) 実施内容

改正案

現行

第3号様式（第9条関係）

第3号様式（第5条関係）

収支予算書

収支予算書

1 支出

1 支出

(円・税込)

(単位：円)

事業	事業区分	費目	補助対象経費	補助対象経費に補助率を乗じた額	内訳
1. フードバンク活動の体制づくり	(1) 手引きに基づく備品整備	備品購入費			
		配送経費等			
	(1) 小計				
	補助額 (A)				
	(2) 手引きに基づく衛生管理	需用費 (消耗品)			
		(3) ボランティア募集	旅費		
		需用費 (消耗品、印刷製本)			
		通信運搬費			
		会場・設備使用料			
	(2) + (3) 小計 (B)				
2. 食品の受入及び譲渡体制の強化	(1) 食品提供団体及び食品譲渡先の拡大	旅費			
		需用費 (消耗品、印刷製本)			
		通信運搬費			
		会場・設備使用料			
	(2) 食品仕分け体制の確保	ボランティア謝金			
		備品賃借料			
	(3) 食品の受入及び譲渡の拡大	ボランティア謝金			
		旅費			
		需用費 (消耗品、印刷製本、燃料費)			
		通信運搬費			
会場・設備使用料、車両賃借料、委託料					
(1) + (2) + (3) 小計 (C)					
合計 (A+B+C)					
補助額					

費目	支出予定額	内訳
補助対象経費		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
合計 ①		
補助対象外経費②		
支出総額①+②		

(注) ・補助率、補助上限額及び補助額の算定方法は、要綱第5条および別表に定めるとおり。
 ・補助対象経費の積算根拠を示す資料（謝金及び旅費の内規、見積書、カタログ等の写し）を添付すること。

2 収入

(単位：円)

2 収入 (円・税込)

費目	収入予定額
補助金	
自主財源	
合計	

費目	収入予定額	内訳
補助金		
自主財源		
その他の収入		
収入総額		

(注) 各経費の算出経費を示す書類（見積書やカタログ等のコピーで、メーカー名、商品名、品番、価格が確認できる書類等）を添付すること。

改正案

現行

第4号様式（第6条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地 _____

団体名 _____

代表者名 _____

誓約書

当団体は、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第3条の条件である下記のすべての事項に該当することを誓約します。

記

1 下記の事項を満たす団体であること。

- (1) 主たる事務所の定めがあること。
- (2) 代表者の定めがあること。
- (3) 団体の活動がフードバンク活動を主とすることが分かる組織規約等があること。
- (4) 年度ごとに事業計画書及び収支報告書を作成していること。

2 特定の政治的又は宗教的活動をする団体でないこと。

(新設)

改正案

現行

第5号様式（第9条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、事業計画を別紙のとおり変更したいので奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更後の収支予算書（第3号様式）

（注）補助事業を新たに委託しようとするに伴い経費の配分を行うときは、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記入すること。

第4号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金変更承認申請書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、事業計画を別紙のとおり変更したいので奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 変更の内容

2 変更を必要とする理由

3 添付書類

- (1) 変更後の事業計画書（第2号様式）
- (2) 変更後の収支予算書（第3号様式）

（注）補助事業を新たに委託しようとするに伴い経費の配分を行うときは、委託する事業、委託先、委託金額及び委託する理由を記入すること。

改正案

第6号様式（第9条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止日）

年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

事業中止（廃止）までの事業の実施状況

現行

第5号様式（第8条関係）

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、下記の理由により中止（廃止）したいので、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき承認を申請します。

記

1 中止（廃止）する理由

2 中止の期間（廃止日）

年 月 日 ～ 年 月 日

3 添付書類

事業中止（廃止）までの事業の実施状況

改正案

現行

第7号様式（第10条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 概算払を必要とする理由

2 請求詳細

交付決定額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

3 口座振替先

- (1) 金融機関名・支店名
- (2) 預金種目
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義（フリガナ）

第6号様式（第9条関係）

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金概算払請求書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1 請求詳細

交付決定額	金	円
既受領額	金	円
今回請求額	金	円
残額	金	円

口座振替先

- (1) 金融機関名・支店名
- (2) 預金種目
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義（フリガナ）

2 概算払を必要とする理由

改正案

現行

第8号様式（第13条関係）

年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業を完了しましたので、奈良県未利用食品活用促進事業推進補助金交付要綱第13条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 添付書類

- (1) 事業活動報告書（第9号様式）
- (2) 収支精算書（第10号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

第7号様式（第12条関係）

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金実績報告書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業を完了しましたので、奈良県未利用食品活用促進事業推進補助金交付要綱第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の内容

2 添付書類

- (1) 収支精算書（第8号様式）
- (2) 事業活動報告書（第9号様式）
- (3) その他知事が必要と認める書類

改正案

第9号様式（第13条関係）

事業活動報告書

1 事業実施主体

事業者名	
代表者氏名	

2 事業の実施期間

（開始年月日） 年 月 日

（完了年月日） 年 月 日

3 活動報告 ※事業区分ごとに記入

(1) フードバンク活動の体制づくり

① 実施内容

（注）事業の成果がわかる資料（整備した拠点の写真、ボランティア募集チラシなどを添付すること。

② 事業の成果

③ 事業の目標に対する評価

現行

第8号様式（第12条関係）

収支精算書

1 支出

（単位：円）

費 目	支出額	内 訳
補助対象経費		
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
備品購入費		
その他		
合 計 ①		
補助対象外経費②		
支出総額①+②		

2 収入

（単位：円）

費 目	収入額	内 訳
補助金		
自主財源		
その他の収入		
収入総額		

（注）各経費の内容が確認できる資料（請求書、領収書、会議報告書等の写し等）を添付すること。

② 原因の分析と今後の方針 ※目標不達成の場合に記入

--

(1) 食品の受入及び譲渡体制の強化

① 実施内容

--

(注) 事業の成果がわかる資料(企業等への営業資料、フードドライブ・フードパントリーのチラシなどを添付すること。

② 事業の成果

--

③ 事業の目標に対する評価

--

④ 原因の分析と今後の方針 ※目標不達成の場合に記入

--

4 食品の取扱量

(1) 食品の受入

① 量

① 前年度と比較して増減した理由

(2) 食品の譲渡

① 量

_____ (前年度比： _____ %)

② 前年度と比較して増減した理由

改正案

現行

第10号様式（第13条関係）

第9号様式（第12条関係）

収支精算書

事業活動報告書

1 支出

（円・税込）

事業	事業区分	費目	補助対象経費	補助対象経費に補助率を乗じた額	内訳
1. フードバンク活動の体制づくり	(1)手引きに基づく備品整備	備品購入費			
		配送経費等			
	(1)小計				
	補助額 (A)				
	(2)手引きに基づく衛生管理	需用費（消耗品）			
		旅費			
	(3)ボランティア募集	需用費（消耗品、印刷製本）			
		通信運搬費			
		会場・設備使用料			
	(2)+(3)小計 (B)				
2. 食品の受入及び譲渡体制の強化	(1)食品提供団体及び食品譲渡先の拡大	旅費			
		需用費（消耗品、印刷製本）			
		通信運搬費			
	(2)食品仕分け体制の確保	会場・設備使用料			
		ボランティア謝金			
	(3)食品の受入及び譲渡の拡大	備品賃借料			
		ボランティア謝金			
	(3)食品の受入及び譲渡の拡大	旅費			
		需用費（消耗品、印刷製本、燃料費）			
		通信運搬費			
会場・設備使用料、車両賃借料委託料					
(1)+(2)+(3)小計 (C)					
合計 (A+B+C)					
補助額					

(注) ・補助率、補助上限額及び補助額の算定方法は、要綱第5条および別表に定めたとおり。
 ・各経費の内容が確認できる資料(領収書、請求書、会議報告書、運転日報等の写し)を添付すること。

2 収入

（円・税込）

費目	収入予定額
補助金	
自主財源	
合計	

(1) 申請者概要

名称：
 代表者名：
 住所：
 電話番号：
 FAX 番号：
 メールアドレス：
 連絡者名及び役職名：

(2) 事業内容

1 実施事業概要

2 目標達成状況

3 事業の実施期間 (開始) 年 月 日 (完了) 年 月 日

4 事業の実施場所 (実施場所名・住所)

5 課題、今後の方針等

(注) 事業の成果がわかる資料(食品取扱名簿、配送伝票、協力企業名簿等)を添付すること。

改正案

現行

第11号様式（第14条関係）

第10号様式（第13条関係）

年 月 日

番 号
年 月 日

奈良県知事 殿

奈良県知事 殿

所在地
団体名
代表者名

所在地
団体名
代表者名

奈良県未利用食品活用促進事業補助金請求書

奈良県未利用食品活用促進事業補助金請求書

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第14条の規定に基づき、下記のとおり請求します。

年 月 日付け奈良県指令 第 号により補助金の交付決定の通知があったこの事業について、奈良県未利用食品活用促進事業補助金交付要綱第13条の規定に基づき、金円を精算払いによって交付されたく請求します。

記

記

1 交付決定額 金 円
2 既受領額 金 円
3 今回請求額 金 円
4 残 額 金 円

1 交付決定額 金 円
2 既受領額 金 円
3 今回請求額 金 円
4 残 額 金 円

5 口座振替先
(1) 金融機関名・支店名
(2) 預金種目
(3) 口座番号
(4) 口座名義（フリガナ）

5 口座振替先
(1) 金融機関名・支店名
(2) 預金種目
(3) 口座番号
(4) 口座名義（フリガナ）

